

医療費適正化計画の見直しに係る法改正の動向

1 概要

- 国では、平成 27 年 3 月、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
- この法案の中で、医療費適正化計画について、目標設定や計画策定プロセス等の見直しが盛り込まれている。

2 医療計画費適正化計画見直し（案）の概要

(1) 目標設定等の見直し

- 都道府県が、医療機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築を図るために策定される地域医療構想と統合的な目標（医療費の水準、医療の効率的な提供の推進）を計画の中に設定し、国においてこの設定に必要な指標等を定めることとする。
- 上記の見直しにあわせて現行の指標（特定健診・保健指導実施率、平均在院日数等）について必要な見直しを行うとともに、後発医薬品の使用割合等を追加する。
- 目標が実績と乖離した場合は、都道府県はその要因分析を行うとともに、必要な対策を検討し、講ずるよう努めるものとする。

(2) 計画策定プロセス等の見直し

i) 医療計画等との整合性の確保

- 医療計画や介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、計画期間を 5 年から 6 年に変更する。
- 都道府県は地域医療構想の策定後、同構想と整合性が図られるよう医療費適正化計画を見直すこととし、第 3 期計画（平成 30～35 年度）を前倒しして実施する。

ii) 効果的な評価の仕組みの導入

- PDCA サイクルを強化するため、計画期間終了前に暫定的な評価を行い、当該結果を次期計画に反映させる仕組みを導入する。
- 中間評価に代えて、毎年度、計画の進捗状況管理等を行い、その結果を公表することとする。

iii) 保険者協議会の役割の強化

- 都道府県は、医療費適正化計画の策定等に当たり、保険者協議会に協議を行うこととする。また、保険者協議会を通じて各保険者に協力を要請することができる仕組みを導入し、計画の策定や目標達成に向けた取組みを実効あるものにする。

(3) 施行日

○ 平成 28 年 4 月 1 日

〈見直しイメージ〉

